

# 「正法華經」と「妙法蓮華經」との比較

境野黃洋

原稿が急の間に合はないので已むを得ず『法華』に關する論文の舊稿を探し出して其の一部を断裁し提出して其の責を塞ぐ事にした。之が果して研究上如何なる効果を齎し得るかと云ふ様な事は考へて居ない、讀者請ふ之を諒せよ。

『正法華』と『妙法蓮華』との内容を比較して見ると、先づ第一に藥草喻品に於て『正法華』は『添品法華』と同じく其の後半の終りに『妙法蓮華』に闕けて居るものが譯されて居る。即ち佛の説法を日の照すに譬へ、衆生の法を受くるを土器の用の異なるに比し、佛陀の説法を更に良醫王に例した説明の一段で、今假りに之を三喻分と名づけて置かう。

第二には五百弟子授記品に於て其の最初に貧人をして龍宮に入り、如意寶を求めしむる譬喻と偈頌とが『正法華』にある。假りに之を貧者求寶分と名づけやう。『妙法蓮華經』には此の一段が無い。第三には法師品の初に於いて、乃昔久遠劫藥王如來の處に於て、轉輪聖王寶蓋及び太子善蓋歸佛の事を述べ、其の善蓋太子は我が身是なりと云ふ、釋迦佛の本生譚が『正法華』にある。これも『妙法蓮華』ではない。假りに之を藥王如來化下善蓋本生分と名づける。第四に『妙法蓮華』には寶塔品の後に提婆品がなかつた。正法華は別に提婆品一品を分けてはないと寶塔品の終りに、其の内

容の全部が説かれて居る。現行『正法華』を見ると、提婆梵志の談に移る前に「諸本此中加<sub>ニ</sub>梵志品、分爲二十八品」云と註して居る。或は後人の加へた所かと思ふ。第五に『正法華』には總べて譯して居るが、「妙法蓮華」では、全く之を譯してない所の陀羅尼は、之を譯すると譯せざるとは、譯者の意見に基くのであるから、これは前掲の四條目とは、自ら性質の違ふ問題であるが、兎に角之を一本相違の一項目に加へて置く。普門品の重誦偈は『正法華』にも、『妙法蓮華』にも共に之を缺いて居つたのであるから、此の點は、『添品法華』に至り、始めて完全したと云ふ事になるのである。が但しこれには多少の疑問がある。尤も『妙法蓮華』も後には提婆品と觀音重誦偈は之を添加して現行して居るのであるが、然し他の藥草喻、五百弟子、法師三品の歟漏は之を補つてない。『添品法華』は主として『妙法蓮華』の譯文を用ひて、之に其の歟漏を添品補正せしものであるが然し『添品法華』の原本にも、五百弟子と法師との二品の歟漏は無かつたので之を缺いて補つてはゐないのである。故に原本から言へば『正法華』の方が、『妙法蓮華』よりは遙に完本であつたと云ふ事を知るに足るのである。『添品法華』の序文では「什所闡者、藥草喻品之半、富樓那及法師等二品之初、提婆達多品、普門品偈也」といひ、即ち『妙法蓮華』に五處の歟漏ある事を指摘して居るのである。が此の中で、富樓那は、即ち五百弟子品と法師品の缺は『添品』も同様である事は上述の如くである。

尚ほ以上の外に見寶塔品に於て、釋尊が大樂說菩薩に向ひ、寶塔出現の由來を説き其の終りに「大樂說、今多寶如來塔、聞說法華經故、從地湧出、讚言善哉善哉」とあり、次ぎに、「是時大樂說菩薩、以如來神力故白佛言」と云ひ寶塔中の多寶如來を見ん事を願ふの文があるのであるが、『正法華』には此善哉の語ある前に左の如き一段があるのである。『妙

法華」には之を缺き、「添品法華」にも之を補つてはゐない。

今故來現致<sub>ニ</sub>敬能仁、令下能仁佛坐<sub>ニ</sub>我所有師子金牀、講<sub>ニ</sub>正法華<sub>ニ</sub>開<sub>ニ</sub>化一切<sub>ヲ</sub>、使<sub>レ</sub>蒙<sub>ニ</sub>其恩、能仁如來尋如所勸、則升<sub>ニ</sub>講堂師子之座、分別敷演法華經、即說頌曰、

設聞<sub>ニ</sub>多寶佛<sub>ニ</sub> 知<sub>ニ</sub>其名號者<sub>ニ</sub> 未<sub>ミ</sub>曾畏<sub>ニ</sub>終始<sub>一</sub> 不<sub>ミ</sub>復遭<sub>ニ</sub>苦患<sub>ニ</sub> 若聞<sub>ニ</sub>藥王子<sub>ニ</sub> 假記<sub>ニ</sub>名號<sub>ニ</sub>者  
衆病自然愈<sub>ニ</sub> 雜則識<sub>ニ</sub>宿命<sub>ニ</sub> 一切所<sub>ニ</sub>供養<sub>ニ</sub> 奉<sub>レ</sub>法爲<sub>ニ</sub>最上<sub>ニ</sub> 分<sub>ニ</sub>別空無惠<sub>ニ</sub> 自致<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>佛道<sub>ニ</sub>  
宣<sub>ニ</sub>暢法華經<sub>ニ</sub> 以示<sub>ニ</sub>諸不<sub>ヲ</sub>及<sub>ニ</sub> 解<sub>ス</sub>本無<sub>ニ</sub>三乘<sub>ニ</sub> 順<sub>ルコトアリ</sub>一無上真<sub>ヲ</sub>

寶塔品最後の重誦偈に對し假りに之を前の小偈頌と呼んで置く。又湧出品の四大菩薩湧出の後、八千恒沙菩薩の之を怪しむを見て、衆に代つて彌勒が疑問を發する一段がある。即ち「爾時彌勒菩薩及八千恒沙諸菩薩衆皆作<sub>ニ</sub>是念<sub>ニ</sub>我等從<sub>レ</sub>昔已來、不<sub>レ</sub>見不<sub>レ</sub>聞如是大菩薩摩訶薩衆從<sub>レ</sub>地涌出生<sub>ニ</sub>世尊前<sub>ニ</sub>合掌供養問<sub>ニ</sub>訊如來<sub>ニ</sub>」とある。此の「我等從昔」の語は「正法華」では偈頌の形で、

從<sub>レ</sub>古以來 未<sub>ト</sub>曾見<sub>ム</sub>聞 乃有<sub>ニ</sub>爾所<sub>ニ</sub> 菩薩之衆<sub>ニ</sub> 從地涌出<sub>ニ</sub>住<sub>ニ</sub>世尊前<sub>ニ</sub> 供養歸命  
是等傳類 從<sub>レ</sub>何<sub>ヨ</sub>來乎

となつて居る。これは内容上の何の相違もないのであるから特に擧ぐる必要もないものゝ様であるが、形式上の一異點として、参考の爲め數へて置く次第である。是れも「添品法華」では「妙法華」に同一であることは云ふ迄もない。

上述の要點を見易いために、更に條目として、左に列舉して置く。

(一)「正法華」「添品法華」の藥草喻品には三輪分あり。然し「妙法華」にはなし。(梵本あり)

(二)「正法華」の授五百弟子決品(妙法華の五百弟子授記品)には、貧人求寶分あり、「妙法華」「添品法華」にはなし。

(三)「正法華」の藥王如來品(妙法華の法師品)には藥王如來化下善蓋本生分あり。「妙法華」「添品法華」にはなし(梵本なし)

(四)「正法華」「添品法華」の囑累品は最後の第二十七品にして、「妙法蓮華」の囑累品は、最後の第二十二品にありて、囑累品以後に、藥王菩薩本事品以下なほ六品あり。

(五)「正法華」と「添品法華」は提婆品に別に品名を立てず寶塔品に合して一品とする故總べて二十七品にして現存「妙法華」は提婆品を一品とする故二十八品である。但し「妙法華」は譯出の當初には提婆品を缺き二十七品であつた。

(六)「正法華」も「妙法華」も、共に元來觀音重誦偈が、普門品になかつたが「妙法華」は後に之を加へた。「添品法華」には現存梵本にはある。

(七)「正法華」の總持品は第二十四品にあり、「妙法華」及び「添品法華」は共に之を缺く。

一にあり。

(八)「正法華」の見塔品には前の小偈頌あり。「妙法華」及び「添品法華」は共に之を缺く。

(九)湧出品の彌勒等の四菩薩に對する驚嘆疑念の語が「正法華」では偈文であり。「妙法華」と「添品法華」とは長行になつて居る。

此の三本を比較して大凡形體上から見て容易に看取さるる相違點は斯くの如きものであつて、殊に囑累品の位置から考へると『妙法華』は囑累品以後の諸品が後に添品されたものである事を物語つて居る様に見え『正法華』や『添品法華』は、それを整理した形の如く思はれる。即ち『妙法華』の原本は此の點から云ふならば、原始的の形を比較的維持して居るものと見られるし、且つ陀羅尼(總持)品の如きも、『正法華』『妙法華』は共に普門品の次ぎに位して居るのに「添品法華」に限り、そうして又他の點では『妙法華』に準據し、大體『正法華』により、補正されて居るにも拘らず、唯此の陀羅尼品の位置に限り、全然他の二本と異にして、之を引き上げて神力品の次ぎに加へてあるのは恐らくは其の原本が、最も統一された最後の形體を示して居るもので神力の後に、外護の陀羅尼の来る順序によつたものであらう。

以上外見の形體上の相違の他に、なほ多少各品の内容に關する點につき、其の著しいものをこゝに列舉する。

一・序品の放光瑞の文に於て『妙法華』は眉間白毫放光としてあるが『正法華』は口即ち面門放光として居る。放光瑞については、寶塔品にも「爾時佛放<sub>ニ</sub>白毫一光、即見<sub>ニ</sub>東方五百萬億那由他恒沙等國土諸佛」とあり、妙音品には、「爾時釋迦牟尼佛、放大人相肉髻光明、及放眉間白毫相光<sub>ニ</sub>徧照<sub>ニ</sub>東方百八萬億那由佗恒河沙等諸佛世界」とある。此の二處の文は『正法華』も、其の意味に於いて等しくして相違はない。即ち『正法華』の七寶塔品には「佛默<sub>シテ</sub>然可、即時演放眉間衆毛微妙光明、普照<sub>ニ</sub>十方各各五百恒河沙等億百千數諸佛國土」と云ひ、妙吼菩薩品の文には、「於<sub>ニ</sub>是世尊能仁如來、即從<sub>ニ</sub>眉頂大人之相<sub>ニ</sub>演<sub>ニ</sub>百千光、照<sub>ニ</sub>於東方千八百萬億恒河沙諸佛國土、靡<sub>ニ</sub>不<sub>ニ</sub>周徧」とある。然るに序品に限り、二經の文に一致がないので、『妙法華』は「爾時佛、放<sub>ニ</sub>眉間白毫相光、照<sub>ニ</sub>東方萬八千世界、靡<sub>ニ</sub>不<sub>ニ</sub>周徧」と云ひ『正法華』は「於<sub>ニ</sub>

時佛放三面口結光明、普焰東方萬八千佛土」とし、偈文にも『妙法華』には「眉間白毫、大光普照」と云ひ『正法華』には「放演光明甚大威曜出千面門」と云つて居るのである。但し序文の放光瑞は前後二所にある。前者は釋尊の放光で後者は日月燈明如來の放光であるが、後者にあつては、「經共に白毫放光である。即ち『妙法華』の文に「爾時如來、放眉間白毫相光、照東方萬八千佛土、靡不周徧」とあるに對し『正法華』は「其佛三昧未久、威神德本、面白一光、其光普照、東方萬八千佛土、靡不周徧」とあるが、此の面白一光の白毫なることは、重頃に於て、「從其眉間顯出妙焰」とあるので知らるるのである。何故に序品釋尊の放光瑞に於てのみ、一經に眉間と面門の相違があるのかは釋家の間に其の説あるものを見ないが、兎も角も一異點として、こゝに之を掲出して置くのである。但し神力品には毛孔放光があるが、これも『正法華』にはないものである。

二、無量義處三昧の文の相違であるが、是れは『妙法華』には無量義處三昧の名がある丈で、其の意義に就いては何等の説明もない。唯「身心不動」の四字があるのであるが『正法華』には此の四字に代ふるに、稍内容的な解釋が加はつて居ると云ふことである。即ち『妙法華』には、前に「爲諸菩薩說大乘經名無量義教菩薩法佛所護念、佛說此經已、結跏趺坐、入於無量義處三昧、身心不動」とあり、後には「是時日月燈明佛說大乘經、名無量義教菩薩法佛所護念、說是經已、即於三衆中結跏趺坐、入於無量義處三昧、身心不動」とあるのである。『正法華』の文は、前は「爾時世尊、與四部衆眷屬、圍繞而爲說、經講演菩薩方等大頌、一切諸佛嚴淨之業、說斯經已、昇于自然師子之牀、跏趺而坐、三昧正受定意名曰立無量頌、尋應所宜、不見身貌、不得心意」と云ふて後の文は更に一層詳に「時日月燈明、勸發菩薩護諸佛法、而爲

衆會講演大頌方等正經時彼世尊於座寂然、以無量頌三昧正受、即不復現、無身無意都不可得、心無所立」と云つて居るのである。身心の定三昧を無量頌三昧正受とする「正法華」の文は、「妙法華」の身心不動の内容を詳にしたものには過ぎないが、身心不動とあるのみでは極めて簡単に身心靜寂の外面の形容とのみ看過され易いのに比して之を一經の一番異として、こゝに掲ぐるもの、亦一つの便宜と云ふことが出来るであらう。

三、方便品十如是の文の有無で、これは後の「法華經」の解釋者に取つては重要な問題である。「妙法華」には十如是の文があるが、「正法華」には是がない。或學者は、現存梵本にも此の十如是の文の無いのを見て、之を譯者羅什の自作加入と判じ「妙法華」を以て原本に無かつたものを縦まに入れたと言つてゐるが、一方にあつて一方に無かつた時に、すぐに斯くの如く推測することは、最も輕率と言はなければならぬ。「妙法華」の十如是の文は下の如くである。云々、「佛所成就第一希有難解之法、唯佛與佛乃能究盡、諸法實相、所謂諸法、如是相如是性如是身如是力如是作如是因如是緣如是果如是報如是本末究竟等」と。「正法華」には、之れに相當する文は、全然之を缺いて居るのである。重頌偈には、「妙法華」に「世雄不可量、諸天及世人、一切衆生類、無能知佛者、佛力無所畏、解脫諸三昧、及佛諸餘法、無能測量者、本從無數佛、具足行諸道、甚深微妙法、難見難可了、於無量億劫行此諸道已、道場得成「果、我已悉知見、如是大果報、種種性相義、我及十方佛、乃能知是事、是法不可示、言辭相寂滅」とあるが、此の偈は、畢竟佛自得の境界は唯佛與佛の法にして、佛の以外のものの窺知を許さない、其の境地即ち十如是の義ありとのことに他ならんのである。「如是大果報、種々性相義」の言には十如是を含んで居るのである。然るに「正法華」に

は、「如<sub>二</sub>十方諸佛、諸相普具足、衆好亦如<sub>レ</sub>是、其身不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>見、亦無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>言說」等とあつて、佛の果報たる相好の語があり、其の佛の境地の絶言であることは言つて居るが、所謂十如是のことには、毫も言及して居ないのである。

四、譬喻品の三車四車の文の相違である。是れは三車を三乘に比し、最後の一車を一乘に比するもので、二經共に其の意義に於ては一致して居るのであるが、譬喻の上に於て、『妙法華』は、羊鹿牛の三車、大白牛車と言つて居るのであるが、『正法華』では、羊馬象の三車、七寶大車と呼んで居るのである。尙ほ『妙法華』にあつては、此の文に就いて、三車家四車家の争ひのあることは人の知るところであるが、『正法華』の文は、其の四車の義を比較的明確に顯示して居るのである。それは、『妙法華』にあつては、牛車と大白牛車とは、共に牛身であつて、一車か二車かの疑を生ずるのであるが、『正法華』には牛車の名はなく、第四車を七寶大車として前と區別してあるのにもよるのであるが、特に文に、「如<sub>二</sub>彼長者、本許<sub>ニ</sub>諸子<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>三品乘、適見<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>難各賜<sub>ニ</sub>類平等、誠諦不<sub>レ</sub>虛、各得<sub>ニ</sub>踊躍<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>慍恨、如來如<sub>レ</sub>是、本現<sub>ニ</sub>三乘、然後皆化使<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>大乘、不<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>虛妄」と明快に三乘一乗の關係を示して居るからである。尙ほ『正法華』譬喻の文は下の如くてある。「時父知<sub>ニ</sub>子各所<sub>ニ</sub>好惡、即爲陳<sub>ニ</sub>設象馬車乘遊觀之具、開<sub>ニ</sub>示門閑<sub>ニ</sub>使<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>于外、鼓作<sub>ニ</sub>倡伎絕妙之樂、戲笑相娛令<sub>ニ</sub>濟<sub>ニ</sub>火厄、當<sub>ニ</sub>賜<sub>ニ</sub>衆乘、象車馬車羊車伎車、吾以嚴辨停在<sub>ニ</sub>門外、速疾走出、出避<sub>ニ</sub>火災、自恣<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>欲從<sub>ニ</sub>意所樂、諸子聞<sub>ニ</sub>父所<sub>レ</sub>勅象馬車乘音樂之屬、各共精進廣設<sub>ニ</sub>方計、土塗水澆奔走得<sub>レ</sub>出、長者見<sub>ニ</sub>子安隱而出、四面露坐、心各踊躍不<sub>ニ</sub>復恐懼、各各自言、願父賜<sub>ニ</sub>我諸所<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>許若干種伎、相娛樂具象馬車乘、又舍利弗、彼大長者、等賜<sub>ニ</sub>諸子七寶大車、珠交<sub>ニ</sub>露慢<sub>ニ</sub>車甚高廣、諸珍嚴莊所<sub>レ</sub>未<sub>ニ</sub>會有<sub>ニ</sub>……」と。又「又舍利弗、其有<sub>ニ</sub>衆生未<sub>ニ</sub>興起<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>、如來出世有<sub>ニ</sub>信樂者<sub>ニ</sub>樂<sub>ニ</sub>佛

法教一精進奉行、最後竟時欲<sup>レ</sup>取<sup>ニ</sup>滅度<sup>ニ</sup>、謂聲聞乘、遵<sup>ト</sup>求<sup>ニ</sup>羅漢<sup>ニ</sup>孚<sup>ス</sup>、出三界<sup>上</sup>、譬如<sup>ト</sup>長者免<sup>ニ</sup>濟子難<sup>ニ</sup>、許以<sup>テ</sup>羊車<sup>上</sup>、若復有人無<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>師法<sup>ニ</sup>、自從<sup>レ</sup>意出求至<sup>ニ</sup>寂然<sup>ニ</sup>、欲<sup>ニ</sup>獨滅度<sup>ニ</sup>覺<sup>ニ</sup>諸因緣<sup>ニ</sup>、於<sup>ニ</sup>如來法<sup>ニ</sup>而行<sup>ニ</sup>精進<sup>ニ</sup>、謂緣覺乘、出<sup>ニ</sup>之火宅<sup>ニ</sup>、許以<sup>テ</sup>馬車<sup>ニ</sup>、假使有<sup>レ</sup>人、求<sup>ニ</sup>諸通惠諸佛道惠自在聖惠<sup>ニ</sup>、自從<sup>レ</sup>心出無<sup>ニ</sup>師主<sup>ニ</sup>、惠多<sup>レ</sup>所<sup>ニ</sup>哀念<sup>ニ</sup>多<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>安<sup>ニ</sup>隱諸天人民<sup>ニ</sup>、欲<sup>ト</sup>利<sup>ニ</sup>天<sup>ニ</sup>世間人民<sup>ニ</sup>減<sup>ム</sup>度黎庶<sup>ニ</sup>、於<sup>ニ</sup>如來法<sup>ニ</sup>奉修精進、欲<sup>レ</sup>求<sup>ニ</sup>大聖普見之惠力無所畏<sup>ニ</sup>、謂如來道、菩薩大士所<sup>レ</sup>履乘也、譬如<sup>ト</sup>長者勸<sup>ニ</sup>誘其子<sup>ニ</sup>免火患難<sup>ニ</sup>、許以<sup>ニ</sup>象車<sup>ニ</sup>驅<sup>ム</sup>出火宅<sup>上</sup>、父見<sup>ニ</sup>子安濟<sup>ニ</sup>難無<sup>ニ</sup>懼、自察<sup>ニ</sup>家中財寶無量<sup>ニ</sup>、等賜<sup>ニ</sup>諸子高大殊妙七寶大乘<sup>ニ</sup>、如來正覺亦復如<sup>レ</sup>是<sup>ニ</sup>と。以上の文によりて、一乘三乘の關係並びに四車の意に毫も疑の生すべき點はないのであるが、「妙法華」の、「時諸子等、各白<sup>レ</sup>父言、父先所<sup>レ</sup>許玩好之具、羊車鹿車牛車、願時賜與、舍利弗、爾時長者、各賜<sup>ニ</sup>諸子等一大車」の文も、「正法華」と對比して見た時に、其の意味する所の同一であることを、明瞭に解せらるゝのであるが、其の大車が、「駕以白牛」とあるので、文に疑義を生じて來るのである。

五、信解品の二人除糞等の文の相違である。蓋し此の長者窮子の譬喻は、天台の如き、之によりて一代五時教判に充て、傍追(華嚴)、二誘(阿含)、體信(方等)、領知(般若)、付業(法華涅槃)と配當して居るのであつて、「即遣<sup>ニ</sup>傍人」急追將<sup>レ</sup>還<sup>ニ</sup>と「而設<sup>ニ</sup>方便<sup>ニ</sup>密遣<sup>ニ</sup>一人」と、「心相軀信出入無難」と、「領<sup>ニ</sup>知衆物金銀珍寶及諸庫藏」と、「此實我子、我實其父、今吾所<sup>レ</sup>有一切財物皆是子有」と、此の五段の順序は、整然として前後することの出來ないものとなつて居るのである。「正法華」は此の點に於ては、「妙法華」に比して其の間多少相違がある、即ち(一)「妙法華」は二誘であつて、「密遣<sup>ト</sup>一人形色憔悴無<sup>ニ</sup>威德<sup>ニ</sup>者」とあり、此の二人は二乘に擬せらるるのであるが、「正法華」には一人の語はない・唯「與<sup>ニ</sup>小衆」

俱」とあつて、小乘に比せらるゝのみである。即「父遙見<sub>レ</sub>子、心用歡喜、遣<sub>二</sub>傍侍者<sub>一</sub>追呼令<sub>レ</sub>還」とあるのは、『妙法華』の傍追の文に當る。「長者言曰、是吾子也、以<sub>レ</sub>權告<sub>レ</sub>子、今且恣<sub>二</sub>汝隨<sub>一</sub>意所<sub>レ</sub>奉、窮子怪<sub>レ</sub>之得<sub>二</sub>未曾有<sub>一</sub>、則從<sub>レ</sub>坐起、行詣<sub>二</sub>貧里<sub>一</sub>求<sub>レ</sub>衣索<sub>レ</sub>食、父知<sub>二</sub>子緣<sub>一</sub>、方便與語、汝便自去與<sub>二</sub>小衆<sub>一</sub>俱、子來至<sub>レ</sub>此而再致<sub>レ</sub>印、曰此宅有<sub>二</sub>調飭<sub>一</sub>、父付<sub>二</sub>象馬<sub>一</sub>即令<sub>二</sub>粗習<sub>一</sub>、」とあるのは『妙法華』の一誘に當るべき誘引の文である。

(一)なほ『妙法華』には、「於<sub>二</sub>二十年中<sub>一</sub>、常令<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>糞」とあるのに『正法華』には、除糞のことではなく調飭象馬であり、「時子於<sub>レ</sub>厩調<sub>二</sub>習車馬、繕<sub>二</sub>治珍寶、」ともあるのである。(二)次ぎに『妙法華』では、初めの傍追に於て窮子の驚愕を見、長者は其の父たることを祕し、漸次誘導して、最後の付業に於て、國王大臣等の前に其の實父子たることを告白するのであるが、『正法華』では、最初の傍追以後漸々其の實父子たることを諒解せしめ、納得せしむる順序になつて居るのであつて、付業を待つて、始めて宣告せらるゝことにはなつて居ないのである。(三)又軀信と領知の別が『妙法華』ほど明瞭に豫想せられて居ないことは次ぎの文によつて知られる。云く、「父於<sub>二</sub>憇牖<sub>一</sub>遙見<sub>二</sub>其子所<sub>レ</sub>爲超絕、脫<sub>二</sub>故所<sub>レ</sub>着沐<sub>二</sub>浴其身、右手洗<sub>レ</sub>之、以<sub>二</sub>寶瓔珞香華被服、光<sub>二</sub>曜其軀<sub>一</sub>皆令<sub>二</sub>清淨<sub>一</sub>而告<sub>レ</sub>之曰、爾從<sub>レ</sub>本來何所<sub>二</sub>興立、何所<sub>二</sub>繫屬、捨<sub>レ</sub>吾他行動苦<sub>二</sub>饑寒、吾以毫矣、以<sub>レ</sub>情相告、便時納<sub>レ</sub>娶、嬉戯飲食以康<sub>二</sub>祚胤、吾所<sub>レ</sub>造業不可<sub>二</sub>訾計、衆寶具足、子知<sub>レ</sub>之乎、求<sub>レ</sub>汝積<sub>二</sub>年、而戀<sub>二</sub>惡友、今乃來歸、宜<sub>レ</sub>除<sub>二</sub>瑕垢、吾有妙寶夜光明珠琦珍瓊異、皆爲<sub>レ</sub>汝施、僮僕侍使男女大小、恣<sub>二</sub>意所<sub>レ</sub>欲、一以相付、吾愛<sub>二</sub>念汝、猶如<sub>二</sub>國王幸<sub>二</sub>其太子」と。是れは『妙法華』の軀信と領知と付業とに跨るところの文である。文中「一以相付」の一語が眼目で、已にこれは付業を意味するものであつて、其の間に特に軀信領知に相當すべき特殊の言葉

はないのである。「便時納娶、嬉戯飲食以康祚胤」の一句は稍躰信に近いものではあるが、『妙法華』の、「自今已後如ニ所生子、即時長者更與佛作字、名之爲兒」といふ文とは、頗る懸隔がある。「如ニ所生子」は、寧ろ「吾愛ニ念汝、猶如國王幸ニ太子」に近いもので、『正法華』には、天台の躰信と領知に配すべき文はないといふ方が正しいものの様である。又「大長者寢疾于牀、知壽欲終、自命其子而告之曰、吾今困劣宜承洪範居業寶藏若悉受之」とあり、以下國王大臣の前に事の顛末を語る等のことは、大體『妙法華』と同一であつて、これで愈實際の付囑が終るのである。

(五)終りに窮子の流浪年限は、『妙法華』では五十年とし、「父每念子、與子離別五十餘年、而未會向人說如此事」とあり、後段付業のところにも、「於某城中捨吾逃走、伶俜辛苦五十餘年」とある。そうして釋家は、此の五十といふ數に、五道流轉の寓意ありと解するのであるが、『正法華』には、「昔有一士離父流宕、僑亭他土二三十年」とあり、後段にも、「彼時窮子、播遷流離二三十年」とあつて、五十年説とは相違の點があるのである。

六、藥草喻品の三草二木の譬喻の相違である。此の譬喻は、長行の文よりも、偈頌の方が詳細であるから、こゝに『妙法華』の頌文を擧ぐるならば、一切衆生、聞我法者、隨力所受、住於諸地、或處人天、轉輪聖王、釋梵諸王、是小藥草、知無漏法、能得涅槃、起六神通、及得三明、獨處山林、常行禪定、得緣覺證、是中藥草求世尊處、我當作佛、行精進定、是上藥草又諸佛子專心佛道、常行慈悲、自知作佛決定無疑、是名小樹、安住神通、轉不退輪、度無量億百千衆生、如是菩薩名爲大樹といふのである。つまり三草二木の中、小中上の三草は、三乘に配せらるゝものであることは、文義明瞭であるが二木の小樹大樹もまた是れ菩薩の區別である。小樹には「自知作佛」といひ、大樹には、

「如是菩薩」とあるが、然らば此の二木の菩薩と上藥草の菩薩との同異如何、二木の菩薩には、各何の別ありやといふと、之に就いては、學者の間に區々の解釋をなすのであつて一定して居ない。慈恩は二木を地前地上とし上藥草は三乘に配して、總じて菩薩とし、畢竟二木の菩薩に同なりといひ、嘉祥は、三菩薩を三僧祇に配し、天台は小藥草を人天乘とし、中藥草を二乘とし、大藥草と二木とを菩薩として、之を藏通別の三教に配するといふのである。天台の説は、天台宗としての教判上に充て、の説であるから、最も牽強たるを免れないものであるが、其の他の二説としても、正否を決することは容易ではない。慈恩の説は、其の『法華玄賛』に示すところで、嘉祥の説は、其の『法華義疏』に釋するところである。然るに『正法華』によつて之を見ると、『正法華』には、二木はあるが、三草の譬喻はなく、之に代へて三藥の譬喻がある。長行は、「如<sub>ニ</sub>雨等潤<sub>ニ</sub>藥草叢林白黑青赤上中下樹」とある。こゝには藥草叢林上中下樹とあるが、文意は草樹の色彩大小の種別を概説したものと見られるのである。尤も『妙法華』の方も長行では、「卉木叢林及諸藥草、小根小莖小枝小葉、中根中莖中枝中葉、大根大莖大枝大葉、諸樹大小隨<sub>ニ</sub>上中下各有<sub>ニ</sub>所<sub>ニ</sub>受」とあるが、之によると卉木叢林藥草に大中小三種あり、諸樹にまた上中下あり、總じて六種あるもの、如く見ゆるのであるが、後の偈頌の文に照して考ふるに、卉木叢林藥草といふのは草樹合して言ふので、後の諸樹も藥草を略したものと解する古來の釋が當を得たものと見てよいのであらう。要するに長行では草樹共に種別あることを概説したので、偈頌の文が根性に當て、詳説したものである。『正法華』も之と同様く、長行は極めて漠然であるが、重頌の文に至りて、「蒙<sub>ニ</sub>之恩雨、藥草滋長、從<sub>ニ</sub>其種類、因<sub>ニ</sub>本境界、各各得<sub>ニ</sub>服、饑渴飽滿、如<sub>ニ</sub>其所<sub>ニ</sub>種各得<sub>ニ</sub>其類、然其天雨、皆爲<sub>ニ</sub>一味」とあつて、

『妙法華』の如く、大小の薬草一味の雨に浴するの譬喻ではなく、薬草等一滋雨に浴して、各各藥効を別にするといふ薬種の譬喻になつて居るのである。故に諸小世間、諸藥品類、各各異種、碎小段々、諸所良藥、迦葉且聽、吾悉當說、以能識惠無漏之法、便得無爲所在遊行神通三達亦復如是、斯雨定意三昧諸藥或有遊詣在於山巖其人便得緣一覺乘於彼修禪清淨之行是則名曰爲中品藥假使志願上士美德我當於世、逮成導師常精進行志依一心是則名曰爲上尊藥設使欲爲、安住之子、恃怙慈心而行寂然疾得成道爲人中尊所謂樹者則喻於斯是等能轉不退法輪建立神足神力之行緣足長養、醫藥除病、英雄度脫無數億人隨時示現於斯佛道是則名曰爲大林樹と言つて居る。此の文中、下品藥の名はないが、既に中品と上尊とを列ねてある以上、當然無爲と神通と三昧とを列ねた文は、聲聞の下品藥であることは、之を知るに難くない。精進と一心は、六度の二を擧げたので、是れ即ち菩薩道に當る。菩薩はやがて佛の無上道を成じて、無數の人を救ふ、之を大林樹とするといふのである。此等藥効の相違も、受くる所は平等の一雨に過ぎないといふので「天雨藥草、華實茂盛、其藥樹木、稍漸長大、是爲羅漢諸漏盡者諸緣覺品、處于林藪我所說法、無有塵垢、無數菩薩、志開摠智、周旋三界、一切普行於衆會中、演此大道、猶如樹木日々滋長修進神足、專達四禪若聞空惠、心則解達放出生光明、無數億千是爲大樹」ともあるのである。是れは雨によつて、薬草薬樹の生長繁茂して行くことを述べたのである。

七、化城喻品の化城の相違である。『妙法華』は、五百由旬の寶處に至らんとし、導師衆の倦退を見て、三百由旬の處に於て、化城を現じたといふのである。『正法華』は、五百由旬と言はずして五百里と言つて居るが、由旬を里と譯したの

て素より同一であつて、五百の數は、五道に喻へたのである。五道の曠過して、佛の寶處に達すべきことを比況するのであるが、唯二經の相違は『妙法華』は三百由旬の化城とし『正法華』は、四千里八千里の化城とするところにある。即ち『妙法華』は、「以方便力於險道中過三百由旬化作一城告衆人言汝等勿怖可於中止隨意所作」と言つて居るが『正法華』は、「沒權方便於大曠野一度四千里若八千里以神足力化作大城」とある。こゝに三百由旬と言つたのは、三界に比したものと釋せらるるのであるが、『正法華』の四千里或は八千里と言ふのは何を意味したのであらうか。『正法華』には、法譬合説の文があつて、此の一説は『妙法華』に見ないほど精細なのが、然し此の四八千里に就ての説明はない。即ち法譬合説と言ふのは、「其導師者謂如來也、大曠野者謂五道生死、衆商賈人謂諸學者、將行求寶謂說道惠菩薩行法、中路厭欲不肯進者、佛難得、累劫積功不可卒成、誘以聲聞緣覺易辨化作城者、謂羅漢泥洹、沒城不現謂臨滅度佛在前立、勸發無上正真道意」といふものは是れである。四、八千里のことは既に此の中にはないが、然し五百里の寶處に至るに、遙に五百里を超えたる四、八千里に至ると思惟せしめてこゝに化城を現ぜしといひ、また四千里八千里の二を挙げて、一とせざりしこと等、何等かの用意ある譬喻であつて、決して偶然挙げられた數字ではあるまいと思ふ。恐らくは四千里は四諦に充て、八千里は八正道を意味して居るものではなからうか、但し是れは唯解釋としての一説として附記して置くのである。

八、五百弟子授記品中の、衣裏寶珠と髻中明珠の譬喩の相違である。是れは其の意義に於て大なる影響のあることではないが、文面の異なる上より一條としてこゝに掲げて置くのである。『妙法華』にあつては、「世尊譬如有人至親友

家<sup>ニ</sup>醉酒而臥<sup>上</sup>是時親友、官事當<sup>ニ</sup>行、以<sup>ニ</sup>無價寶珠<sup>ニ</sup>繫<sup>ニ</sup>其衣裏<sup>、</sup>與<sup>レ</sup>之而去、其人醉臥都不<sup>ニ</sup>覺知<sup>、</sup>起已遊行到<sup>ニ</sup>於他國<sup>、</sup>爲<sup>ニ</sup>衣食故<sup>、</sup>勤力求索甚大艱難、若少有<sup>ニ</sup>所得<sup>ニ</sup>便以<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>足<sup>、</sup>於<sup>レ</sup>後親友會遇見<sup>レ</sup>之、而作<sup>ニ</sup>是言<sup>、</sup>咄哉丈夫、何爲衣食乃至如<sup>レ</sup>是、我<sup>昔欲<sup>レ</sup></sup>令<sup>下</sup>汝得<sup>ニ</sup>安樂<sup>ニ</sup>五欲自恣<sup>上</sup>、於<sup>ニ</sup>某年日月<sup>、</sup>以<sup>ニ</sup>無價寶珠<sup>ニ</sup>繫<sup>ニ</sup>汝衣裏<sup>、</sup>今故現在而汝不<sup>レ</sup>知<sup>、</sup>勤苦憂惱以求<sup>ニ</sup>自活<sup>ニ</sup>甚爲<sup>レ</sup>癡也、汝今可以<sup>ニ</sup>此寶<sup>ニ</sup>貿<sup>ニ</sup>易所須<sup>上</sup>、常可<sup>ニ</sup>如意無<sup>レ</sup>所<sup>ニ</sup>乏短<sup>ニ</sup>」と言つてある。『正法華』の文は下の如くである。云く、「譬如下士夫入<sup>ニ</sup>慈室藏<sup>、</sup>以<sup>ニ</sup>明月珠置<sup>レ</sup>于髻中<sup>、</sup>醉酒臥寐不<sup>ニ</sup>自唯省<sup>、</sup>寤忘明珠不<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>所在<sup>、</sup>起之<sup>ニ</sup>他國<sup>、</sup>無<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>資用<sup>、</sup>饑乏求<sup>ニ</sup>食<sup>、</sup>計窮無<sup>レ</sup>獲<sup>、</sup>思<sup>ニ</sup>設方計<sup>、</sup>周旋往反<sup>、</sup>乃得<sup>ニ</sup>供饌<sup>、</sup>心懷<sup>ニ</sup>悅豫<sup>、</sup>於<sup>レ</sup>時乃念<sup>、</sup>前寢<sup>ニ</sup>室藏<sup>、</sup>明珠髮結將<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>墮<sup>、</sup>彼馳還求索<sup>、</sup>尋即往見<sup>ニ</sup>慈室長者<sup>、</sup>慈室長者而謂<sup>レ</sup>之曰、卿何以故而自煩勞<sup>、</sup>行求<sup>ニ</sup>飯食<sup>、</sup>思想不<sup>レ</sup>息<sup>、</sup>子欲<sup>レ</sup>知乎<sup>、</sup>爾時吾身嚴<sup>ニ</sup>整衣服<sup>、</sup>遊行採毅敬<sup>ニ</sup>利所誼<sup>、</sup>行至<sup>ニ</sup>於此<sup>、</sup>見<sup>ニ</sup>明月珠<sup>ニ</sup>繫<sup>ニ</sup>于子髻<sup>、</sup>今珠在<sup>レ</sup>然豈不<sup>レ</sup>省耶<sup>、</sup>以<sup>レ</sup>何來至<sup>ニ</sup>吾計<sup>、</sup>設<sup>ニ</sup>何方便<sup>ニ</sup>而盡<sup>ニ</sup>力行<sup>、</sup>子今求<sup>ニ</sup>財寶<sup>ニ</sup>所以難<sup>ニ</sup>致者以<sup>ニ</sup>不自察<sup>ニ</sup>可否之事<sup>、</sup>且便疾去<sup>、</sup>以<sup>ニ</sup>明珠寶<sup>ニ</sup>持<sup>ニ</sup>詣大龍<sup>ニ</sup>而貿<sup>ニ</sup>易之<sup>、</sup>由<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>諸寶所有之藏<sup>ニ</sup>恣<sup>ニ</sup>意所<sup>ニ</sup>施<sup>ニ</sup>」と。

九、法師品の五師法師の文の相違である。天台は五種法師十種供養といふことを言ひ「君復有<sup>レ</sup>人<sup>、</sup>1受持<sup>2</sup>讀<sup>3</sup>誦<sup>4</sup>解說<sup>5</sup>書<sup>ニ</sup>寫妙法華經乃至一偈<sup>、</sup>於<sup>ニ</sup>此經卷<sup>ニ</sup>敬視如<sup>レ</sup>佛<sup>、</sup>種々供養華香瓔珞抹香塗香燒香繪蓋幢幡衣服伎樂<sup>、</sup>乃至合掌恭敬<sup>ニ</sup>とある文を分ちて二段とし、前を五種法師とし、後を十種供養と言つたのである。

十種供養の十種の數については、必ずしもこゝに詮索する必要はないが、五種法師は、受持と讀經、誦經、解說、書寫を數へたのである。然るに『正法華』には持讀寫の三に念、敬、供養、七牛を加へて七とし、或は持讀誦寫把經の四種

を擧げて解説の一を缺いて居る。且つ文の連絡を考ふるに、法師と供養と兩段に分つべきものではなく、持讀誦寫等と供養との五種七種とする文の形を成して居る。即ち「從是經典受持一頌諷頌、書寫載於竹帛、銘着心懷念而不忘、若聽頌音恭敬察之方如如來聖尊上句、君以華香縉綵幢幡、發意供養是經卷、又手向之稽首作禮、則當謂之世間自歸」ともあり、又「其受是經、持讀誦寫觀聽供養幡華縉綵雜具芬薰、則當謂斯族姓子族姓女成無上正真道」ともあるのである。

十、同じく法師品の弘經三軌二軌の異點である。『妙法華』には、「如來滅後、欲爲四衆說是法華經者、云何當說是善男子善女人、入如來室、着如來衣、坐如來座爾乃應爲四衆廣說、斯經上如來室者、一切衆生中大慈悲心是、如來衣者、柔和忍辱心是、如來座者、一切法空是、安住是中、然後以不懈怠心、爲諸菩薩及四衆廣說是法華經」とある。是れ所謂弘經三軌であるが『正法華』は此の三中の如來室の一がない、故に二軌である。其の文は、「若有菩薩大士等、欲以是經爲四部說、着如來衣坐於世尊師子之座、然後爾乃爲四部衆宣傳此經、何謂着衣於如來被服、謂人忍辱柔和安雅、是則名爲如來被服、其族姓子當修此衣、何謂世尊師子之座、解一切法悉皆空寂、處無想願是爲世尊師子之座」と言ふのである。

十一、見寶塔品の分身と所化の相違であるが、是れは『妙法華』に分身と譯してある語が『正法華』では所化と言つて居ると言ふことで、大なる問題ではない様であるが、然し多少の考慮を値するものがないでもない。こゝに所化と言ふのは釋尊の化導を受くるといふ意味ではなく、此の娑婆世界に化現し来る所の諸佛を指したもので、此の諸佛を「諸如

來所化形像」などと言つて居るのでも其の意が察せられる。是れは娑婆化現の諸如來の形相の義である。故に『妙法華』では多寶如來塔中の相を見んとして、釋尊分身の來集を見るので、諸如來を一釋迦佛に歸して一體の意を暗示して居るのであるが、『正法華』では釋尊と諸佛との一體を語つて居ない、別體の諸佛が感應道交して、一體の道の上に、相交融する理を示して居るのである。畢竟は同一理に歸するとしても、其の説く道行きに於て相違の點がある。故に『妙法華』では、「佛告<sub>ニ</sub>大樂說菩薩摩訶薩<sub>ニ</sub>是多寶佛有<sub>ニ</sub>深重願<sub>ニ</sub>若我寶塔、爲<sub>レ</sub>聽<sub>ニ</sub>法華經<sub>ニ</sub>故出<sub>ニ</sub>於諸佛前<sub>ニ</sub>時、其有<sub>下</sub>欲以<sub>ニ</sub>我身<sub>ニ</sub>示<sub>ニ</sub>四衆<sub>上</sub>者、彼佛分身諸佛、在<sub>ニ</sub>於十方世界<sub>ニ</sub>說法者、盡遠<sub>ニ</sub>集一處、然後我身乃出現耳」と言ひ、其の意味で、釋迦佛が其の分身諸如來を來集せしめ、其の數の多き爲め、三變土田の神變を現はし給ふと言ふのである。『正法華』は、「佛告<sub>ニ</sub>大辯菩薩<sub>ニ</sub>多寶如來本亦自誓、我之塔寺所至方面聽至經典、設諸如來及四部衆、欲<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>吾身<sub>ニ</sub>隨<sub>ニ</sub>其十方之所欲願、皆當<sub>ニ</sub>得<sub>レ</sub>見、咸共供<sub>ニ</sub>養於此化像、大辯欲<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>我身<sub>ニ</sub>、亦當<sub>ニ</sub>感<sub>ニ</sub>是十方諸佛<sub>ニ</sub>一切世界所化如來、講<sub>ニ</sub>說法<sub>ニ</sub>者皆令<sub>上</sub>詣<sub>ニ</sub>此」と言ひ、略ぼ『妙法華』に一致したる三變土田の説があるのである。其の土田一變の終りの文に「非<sub>ニ</sub>是釋迦文如來至真等正覺之變現<sub>ニ</sub>也、各從<sub>ニ</sub>十方諸佛刹土<sub>ニ</sub>而來<sub>ニ</sub>到此<sub>ニ</sub>顯<sub>ニ</sub>示大道無極之德<sub>ニ</sub>」とあり、是れは全く『妙法華』には類文を見ざるところのものである。即ち『正法華』は、特に十方來集の諸如來の、分身ならざる別躰の所化身であることを標し、しかもここに來到して無極の大道に於て感應の妙を發揮せしことを示して居るものである。

十二、安樂行品に於ける四法と三法の相違である。『妙法華』では「佛告<sub>ニ</sub>文殊師利、若菩薩摩訶薩、於<sub>ニ</sub>後惡世<sub>ニ</sub>欲<sub>レ</sub>說<sub>ニ</sub>是經<sub>ニ</sub>當<sub>ニ</sub>安<sub>ニ</sub>住四法<sub>ニ</sub>」と言つて、先づ四法の稱を擧げ、第一法に行處と親近處とを列し第二法の語はないが第三安樂行、第

四法等の語もあるところから見れば、古來の釋家が、此の四法を身口意誓願の四安樂行として説明して來たことは、蓋し當を得たものであらう。然るに『正法華』に於ては、「佛語ニ溥首ニ曰、菩薩先處ニ一法ニ乃應レ講レ經、一日威儀ニ二日禮節」とあり此の威儀と禮節とは『妙法華』の行處と親近處に相當するものである。是れは天台の所謂身安樂行である。次ぎに『正法華』にも、口意の二安樂行に相當する文があり、各段に重頌を挿み、自ら一段に分れて居るが然し意安樂行の終りに「溥首、是爲ニ三法之行」とあるより見れば、文の當然の順序として、威儀を第一法、禮節を第二法、口意行を第三法とするもので、四法の説はないといふことになる。また更に思ふに第三法の最初に「又語ニ溥首、如來滅度之後欲レ説ニ此經、住ニ于安隱ニ」とあり、主として口行を説き、次ぎに意行に及び「菩薩觀レ時、然後乃説、造ニ安隱行ニ不レ被ニ煩惱ニ亦不ニ媢害ニ説ニ是經法ニ者與ニ同學者、等心道友、若講若聞信ニ樂斯典ニ誦持書寫載ニ之竹帛ニ供養奉事德不可レ可レ量」と結んで居るところを見ると、口意二行を合して之れを安隱行とし、之を三法とするの意である。そうして口意二行も、畢竟其の心を平正にして攪亂されない態度を出でないので、如何なる人に對しても、輕慢毀訾せず、訛詭の心を以て敢て讃美することもない、其の態度を示したのが口行であり、「欽ニ順平等ニ不著經法ニ極有」所レ樂亦無レ所レ至」といふ超越平安の心に住する態度を示したのが意行である。故に此の文に次いで直ちに「所在晝夜敬護斯典溥首是爲三法之行」とある。是れ即ち口意ニ二行を合して安穩行と言つたので、之を第三法としたのである。されば『正法華』は四安樂行を説かず、威儀、禮節、安穩の三法を説くものとする。但し『正法華』も三法の後に別に無諍怒行を説いてゐるので、是れ恰も誓願行に相當するものの如くであるが、之を前三に合し、四法として説するも敢て差支はないのである。蓋し増上

慢の徒に對し、不諍怒なるべきことを示した慈悲行の一つと見るべきものである。「若聽聞者、不<sub>レ</sub>知不<sub>レ</sub>了不<sub>レ</sub>悅不<sub>レ</sub>信不<sub>レ</sub>省不<sub>レ</sub>綜、反自歎<sub>ト</sub>說我當逮<sub>ニ</sub>得無上正真道<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>最正覺<sub>ニ</sub>、威神足力而欲<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>飛、溥首當<sub>ニ</sub>知吾見<sub>ニ</sub>斯等、佛滅度後菩薩有<sub>ニ</sub>四事、說法而不<sub>ニ</sub>諍怒、何等爲<sub>レ</sub>四、爲<sub>ニ</sub>諸比丘比丘尼清信士清信女<sub>ニ</sub>所見奉敬、帝王太子大臣群寮郡國人民所見供養、長者梵志皆共承順、虛空神明無數天子聽<sub>ニ</sub>所說經<sub>ニ</sub>天龍鬼神侍衛皆營<sub>ニ</sub>護之、是爲<sub>レ</sub>四」とあるのである。

十三、分別功德品の、滅後の五品三品の相違である。天台は此の分別功德品の後半の文により、現在の四倍、滅後の五品を釋してゐるが、若し此の説に基き「正法華」に照すと、「正法華」には滅後の五品の説はない、唯三品を説き、兼行正行の二種の六度を説いてないと言ふことになるのである。「妙法華」の五品は、「又復如來滅後、若聞<sub>ニ</sub>是經<sub>ニ</sub>而不<sub>ニ</sub>毀訾起<sub>ニ</sub>隨喜心<sub>ニ</sub>當<sub>ニ</sub>知已<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>深信解相<sub>ニ</sub>」といひ、「是故我說、如來滅後、若有<sub>レ</sub>受持讀誦、爲<sub>ニ</sub>陀人<sub>ニ</sub>說、若自書、若教人書供養經卷<sub>ニ</sub>」ともあり、此等の文により隨喜、讀誦、說法の三品を立て、更に「能持<sub>ニ</sub>是經<sub>ニ</sub>兼行<sub>ニ</sub>布施持戒忍辱精進一心智惠、其德最勝無量無邊」と云ひ、「復能清淨持<sub>ニ</sub>戒與<sub>ニ</sub>柔和者<sub>ニ</sub>而共同止、忍辱無<sub>レ</sub>瞋、志念堅固常貴<sub>ニ</sub>坐禪<sub>ニ</sub>得<sub>ニ</sub>諸深定<sub>ニ</sub>精進勇猛攝<sub>ニ</sub>諸善法、利根智惠善答<sub>ニ</sub>問難<sub>ニ</sub>」といふ此等の文により、兼行六度、正行六度の説が出たのである。「正法華」にありては、「其聞<sub>ニ</sub>如來所現壽命所說經法、發意頃生<sub>ニ</sub>快心篤信<sub>ニ</sub>者、所得功德不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>稱量<sub>ニ</sub>」とある、所謂發意頃生快心篤信は一念隨喜である。「佛滅度後、其有<sub>レ</sub>聞<sub>ニ</sub>此經典<sub>ニ</sub>者、持讀書寫若分別說、福勝無量、修<sub>ニ</sub>慈愍哀<sub>ニ</sub>廣普受持」とあるも、此の他に兼行、正行六度の説がないのである。要するに「正法華」の文に表はれたところでは、發意頃より以下、天台の如く五品の名稱の下に之を概括して解釋することは、其の當を得たるものではない、よし之を其の形式により解釋せんとして

も、正兼六度の説はないのである。

十四、是れも單に譬喻の語句上のことではあるが、然し或意味に於ては、「法華經」の中の最も興味ある、且つ有名な譬喻の一つである五十展轉々教のことが「正法華」にはないのである。これ隨喜功德の大なることを領得せしむる重要な譬喻であるから、其の相違點も一に之を列舉して置くのである。「妙法華」の文は「聞是經隨喜已從法會出至餘處若在僧房若空閑地若城邑巷陌聚落田里、如其所聞爲父母宗親善友智識隨力演說、是諸人等聞已隨喜、復行轉教、餘人聞已亦隨喜轉教、如是展轉至第五十二」といふので、其の五十展轉の最後の聽聞隨喜者は其の功德實に無量無邊であると言ふことを説いてゐるのであるが、「正法華」にも代喜の功德を説くことに變化はない、然し此の五十展轉の例を缺いて挙げてないのである。

十五、常不輕菩薩品の菩薩名の相違である。即ち「妙法華」では常不輕といひ「正法華」は常被輕慢といふ、名の義に能所の別がある。一は他を輕侮せず尊重するの意を寓し、二は他の輕慢を忍受するの意を示して居るのである。故に「妙法華」は「是比丘凡有所見、若比丘比丘尼優婆塞優婆夷皆悉禮拜讚歎而作是言我深敬汝等不敢輕慢、所以者何、汝等皆行菩薩道當得作佛而是比丘不專讀誦經典、但行禮拜乃至遠見四衆亦復故往禮拜讚歎而作是言我不輕汝而與我等授記當得作佛、我等不應用如是虛妄授記如此經歷多年常被罵詈不生瞋恚常作是言汝當作佛、說是語時、衆人或以杖木瓦石而打擲之、避走遠住、猶高聲唱言我不敢輕於汝等汝等皆當作佛、以其常作是

語「故、增上慢比丘比丘尼優婆塞優婆夷、號之爲常不輕」といひ、常不輕の名を解してゐるのである。此の文中には、經典讀誦を用ひず、禮拜を行するを主とすと言つて、不輕の名を適切に現はして居るが『正法華』には此の類の説明は一も存しない。憍慢を戒め、輕慢容忍を教ふるの文は、『妙法華』には見ないところのものである。其の文を舉ぐれば下の如くである。「其開士見比丘比丘尼清信士清信女每謂之曰、諸賢無得ニ憍慢自高ニ所以者何、諸賢志趣當尙ニ菩薩如來至真等正覺、以是方便ニ慎ニ所緣誼ニ爲ニ諸比丘講諸菩薩行、不レ受ニ所誨ニ不レ肯ニ諷誦ニ遙見四部ニ仍謂レ之曰、我身終不レ輕慢諸賢人ニ普當ニ學ニ菩薩高行ニ得レ至ニ如來至真等正覺ニ佛語ニ德大勢ニ爾時四部得レ聞ニ此言ニ咸興ニ恚怒毀皆罵詈ニ此一比丘、不レ問ニ吾等ニ不レ見ニ人心ニ反自貢高云ニ見ニ人心ニ授ニ我等決當成無上至真等正覺ニ人所レ不レ欲、非常之事而爲ニ人說、又語ニ德大勢ニ若一比丘行值大雨、蒙ニ佛威神ニ如ニ被覆蓋ニ身不ニ漬溺ニ雖ニ見ニ罵詈ニ心不ニ恚恨ニ面色不レ變、若聞ニ共言ニ憎不レ喜者、以ニ瓦石ニ擲、續遙舉ニ聲而教之曰、勿レ行ニ輕慢ニ修ニ忍辱心ニ發ニ菩薩意ニ所以何、爾時比丘比丘尼清信士清信女、貢高自大數々聞見、大士教曰、吾心常謙不レ輕ニ諸賢ニ雖ニ見ニ罵辱ニ心不ニ增減ニ彼等四輩因共名ニ之常被輕慢ニ」と。常不輕と常被輕慢との名稱の相違は、其の解釋の文相の上にも、相違を來することは、是れ素より當然のことである。

十六、神力品の十種神力と五種神力との相違である。天台の如きは文上より特に十種を數へたので、十種と云ふに必ずしも拘泥する必要はないが然し『正法華』に此の十種を數ふることが出來ないと云ふ事が、相互の文の不同を物語るものである。十種神力とは<sup>1</sup>舌相、<sup>2</sup>放光、<sup>3</sup>聲歎、<sup>4</sup>彈指、<sup>5</sup>地動、<sup>6</sup>他方衆生遙見娑婆<sup>7</sup>諸天勸說隨喜、<sup>8</sup>他方衆生稱名、<sup>9</sup>變成寶帳<sup>10</sup>無礙佛土である。文は「一切衆前現大神力、出廣長舌、上至梵世、一切毛孔放於無量無數色光、皆悉徧

照二十方世界衆寶樹下師子座上諸佛、亦復如是出廣長舌放無量光釋迦牟尼佛及寶樹下諸佛現神力時、滿百千歲然後還攝舌相、一時聲歎、俱共彈指、是音聲徧至十方諸佛世界地皆六種震動、其中衆生、天龍夜叉乾闥婆阿修羅迦樓羅緊羅摩睺羅伽人非人等、以佛神力故皆見此娑婆世界無量無邊百千萬億衆寶樹下師子座上諸佛、及見釋迦牟尼佛共多寶如來在寶塔中坐、師子座上又見無量無邊百千萬億菩薩摩訶薩及諸四衆恭敬圍繞釋迦牟尼佛既見是已皆大歡喜得未曾有即時諸天於虛空中高聲唱言過此無量無邊百千萬億阿僧祇世界有國名娑婆是中有佛名釋迦牟尼、今爲諸菩薩摩訶薩說大乘經名妙法蓮華教菩薩法佛所護念汝等當深心隨喜亦當禮拜供養釋迦牟尼佛、彼諸衆生聞虛空中聲已合掌向娑婆世界作如是言、南無釋迦牟尼佛、南無釋迦牟尼佛以種々華香瓔珞旛蓋及諸嚴身之具珍寶妙物皆共遙散娑婆世界所散諸物從十方來譬如雲集變成寶帳徧覆此間諸佛之上于時十方世界通達無礙如一佛土」と言ふのである。『正法華』には、文中に舌相、聲歎、彈指、諸天勸請、他方稱名、無礙佛土がない。就中十方佛土通達無礙にして一佛土と化するの一事は最も重要なものであるが、『正法華』は之を缺いて居る。但し諸天勸説に代ふるに空中自然聲があるから、つまり『妙法華』に比して、五種を缺くのである。『正法華』の五種神力は放光、地動、覩見忍土、自然聲、合會華蓋である。其の文を下に掲ぐる。云く、「爾時能仁世尊、及此一切如來正覺、現其神足具足充滿、百千歲中有所興立應時百千歲中功德自然、而大光明滅除陰雲彈指之頃自然有聲靡不通達十方佛國一切世界六反震動、諸天龍神阿須倫迦留羅真陀羅摩伏勒、承佛威神、各隨所住無央數千諸佛世界、普悉覩見斯忍佛土又請如來十方無數億百千妓、各々自坐諸寶樹下師子座上能仁如來多寶世尊、於彼七寶廟寺講堂自然嚴

淨師子之座、威曜顯赫、無數無限不可計會億百千欸菩薩大士及四部衆、見斯變化、心中愕然驚喜無量得未曾有一則聞空中音聲而歌頌曰、仁者欲知、過是無限不可思議億百千欸諸佛世界、有佛世界名曰忍土於彼有佛號能仁如來爲諸菩薩大士講正法華經方等典詔、一切諸佛普護斯經用教菩薩大士以故諸賢、心當實直清淨、稽首歸命勸讚奉事、供養彼能仁正覺時衆生聞空中自然之音有佛世尊號曰能仁適聞名稱應時又手以若干種華香衣服幢旛雜香舉手各散忍世界瓔珞珠璣諸貫真珠如意寶珠而供養之其華香幡蓋瓔珞珠璣明月寶珠自然來入於忍世界尋時合爲寶華蓋在於虛空悉覆諸佛及菩薩上」と。

此の文は譯文稍晦澁で、或は錯誤があるのであるまいかと思はる、點もある。例へば「彈指之頃自然有聲」とあるが如き、何の意味かを知る事は出來ない。後にまた、「聞空中音聲」とあるが、前の自然の聲とは、自ら別なる如きも、或是一つかも知れない。其の次には「空中自然之音」とあるが、これは正しく「聞空中音聲」を指したのであるが、初めの「自然有聲」の自然の意も含んで居るもの、様もある。兎に角此の文には、光明と自然聲と、地動及び観見忍土と供養華蓋の五つがあつて、自然聲は之を假りに一つと見、勸說隨喜と一類と見るのである。

十七、同じく神力品の結要附囑の文の相違である。『妙法華』は「以要言之如來一切所有之法、如來一切自在神力、如來一切祕要之藏、如來一切甚深之事、皆於此經宣示顯說」とある。如來の所説は、此の四句に盡るので、天台は之を妙の名用躰宗の四であると言つて居る。然し『正法華』は、「以要言之、假令有欲了斯經要悉佛威神普諸佛法、諸世尊界、諸佛精進、諸佛間居、諸佛妙力、示現是經」とある。若し之を解するならば、佛の妙用たる威神、

佛所證の躰たる法、及び六波羅蜜具足の相である。世尊界には、施戒忍を含み、進定智を、精神、間居、妙力と言つたのである。故に『正法華』は躰相用の三で、細かに言へば、こゝに六種の結要の語を見るのである。

十八、藥王菩薩本事品の燃供嚴臂の有無である。藥王菩薩の本事中、日月淨明德如來入涅槃の後、一切衆生喜見菩薩は、悲哀の餘り、舍利を供養せんがため其の臂を燃やすと言ふことがある。「我今供養日月淨明德佛舍利一作是語已、卽於八萬四千塔前、然ニ百福莊嚴臂、七萬二千歲而以供養、令下無數求聲聞衆無量阿僧祇人、發阿耨多羅三藐三菩提心、皆使得レ住現一切色身三昧爾時諸菩薩天人阿修羅等、見其無臂憂惱悲哀而作是言、此一切衆生喜見菩薩是我等師教化我者而今燒臂身不具足于時一切衆生喜見菩薩、於大衆中立此誓言、我捨兩臂必當得佛金色之身」若實不虛、令我兩臂還復如故、作是誓已、自然還復といふものは是れである。『正法華』には、此の燃臂のことがないのである。「當爾世時衆生喜見菩薩、勸率衆人供奉舍利八萬四千塔、於塔寺前建立形像百福德相、然無數燈燒香散華光顯道法供養奉事七萬二千歲、供養訖竟、在其衆會化無數千諸聲聞衆開諸菩薩皆令逮得普現三昧見衆菩薩建立定已、自現其身缺漏諸菩薩衆及諸弟子天龍鬼神、學聲號咷淚下如雨、是族姓子、衆生喜見菩薩大士是我等師、開化我黨今現缺減諸根不具、是故悲酸不能自勝於時衆生喜見謂諸菩薩及大弟子諸天龍神吾建要誓至誠之願如我所言隨順不虛、我此手臂成紫金身、令我手臂乎復如故、地當大動於虛空中、雨衆華香、所言適竟、地大動天雨衆華尋時手臂乎復如故」とある文是れである。此の中には燃臂のことがなく、燃燈散華等の供養ありしのみである。唯終りに地動と雨華の一瑞ある事が、『妙法華』にない所である。然る

に前の舍利供養竟りて後、「自現其身諸根缺減」とあるのは、如何にして缺減せしか、全く不可解の文である。後に手臂如故と言ふから、手臂の缺減せしことは推量せらるゝも、其の缺減の事情は甚だ唐突にして知ることが出来ない。

前の神力品の空中自然聲の文と共に、譯文上の缺點を示して居るものであらう。

十九、妙音菩薩品の現一切色身三昧所現身の數の相違である。「妙法華」には、梵王身、帝釋身、自在天身、大自在天身、天大將軍身、毘沙門天王身、轉輪聖王身、諸小王身、長者身、居士身、宰官身、婆羅門身、比丘身、比丘尼身、優婆塞身、優婆夷身、長女婦女身、居士婦女身、宰官婦女身、婆羅門婦女身、童男身、童女身、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽、後宮女人、聲聞、緣覺、菩薩、佛の三十五身を擧げて居るが、「正法華」には、<sup>1</sup>梵天、<sup>2</sup>天帝<sup>3</sup>尊豪<sup>4</sup>將軍<sup>5</sup>息意天王<sup>6</sup>轉輪聖王<sup>7</sup>諸散小王<sup>8</sup>尊者<sup>9</sup>長者<sup>10</sup>諸令長<sup>11</sup>沙門<sup>12</sup>梵志<sup>13</sup>比丘<sup>14</sup>比丘尼<sup>15</sup>清信士<sup>16</sup>清信女<sup>17</sup>宮人嫁女<sup>18</sup>長者夫人<sup>19</sup>諸貧女<sup>20</sup>少男<sup>21</sup>少女<sup>22</sup>阿須倫<sup>23</sup>迦留羅<sup>24</sup>真陀羅<sup>25</sup>摩休勒<sup>26</sup>皇后<sup>27</sup>聲聞<sup>28</sup>緣覺<sup>29</sup>菩薩<sup>30</sup>佛の三十身を列ねて居るのである。

二十、觀世音菩薩普門品に於ける菩薩名の不同である。「妙法華」は觀世音菩薩であるが「正法華」は光世音菩薩である。此の梵名の譯につき、別に後に之を詳細に論することとする。

二十一、同じく觀世音普門品に於ける普門示現身の數の不同である。「妙法華」は一般に知らるる如く、所謂三十三身であつて、<sup>1</sup>佛身<sup>2</sup>辟支佛身<sup>3</sup>聲聞身<sup>4</sup>梵王身<sup>5</sup>帝釋身<sup>6</sup>自在天身<sup>7</sup>大自在天身<sup>8</sup>天大將軍身<sup>9</sup>毘沙門身<sup>10</sup>小王身<sup>11</sup>長者身<sup>12</sup>居士身<sup>13</sup>宰官身<sup>14</sup>婆羅門身<sup>15</sup>比丘身<sup>16</sup>比丘尼身<sup>17</sup>優婆塞身<sup>18</sup>優婆夷身<sup>19</sup>長者婦女身<sup>20</sup>居士婦女身<sup>21</sup>宰官婦女身

22 婆羅門婦女身 23 童男身 24 童女身及び 25 天 26 韻 27 夜叉 28 乾闥婆 29 阿修羅 30 迦樓羅 31 緊那羅 32 摩睺羅伽 33 執金剛身の名を  
數ふるのである。『正法華』は 1 佛 2 菩薩 3 緣覺 4 聲聞 5 梵天 6 帝釋 7 捷沓和 8 鬼神 9 豪尊 10 大神妙天 11 轉輪聖王 12 化四城  
13 殊特 14 反足羅刹 15 將軍 16 沙門 17 梵志 18 金剛神 19 隱士 20 獨處仙人 21 僧侶を數へて居る。

二十二、普賢勸發品の善男女子と女人の別である。「若善男子善女人、於<sub>ニ</sub>如來滅後<sub>ニ</sub>云何能得<sub>ニ</sub>法華經<sub>ニ</sub>」とあるに對し四  
法成就の說を示し給ふとある。然るに『正法華』には「善哉世尊、唯加<sub>ニ</sub>垂哀<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>時頒<sub>ニ</sub>宜正法華經<sub>ニ</sub>寧有<sub>ニ</sub>女人、何所<sub>ニ</sub>修行<sub>ニ</sub>  
得<sub>レ</sub>奉<sub>ニ</sub>執經卷、佛時卽告普賢菩薩、族姓子、女人有四事法得是經卷」とあり、四法は『妙法華』では、「一者爲<sub>ニ</sub>諸佛護念<sub>ニ</sub>二  
者植<sub>ニ</sub>諸德本<sub>ニ</sub>三者入<sub>ニ</sub>正定聚、四者發<sub>ト</sub>救<sub>ニ</sub>一切衆生<sub>ニ</sub>之心<sub>ト</sub>」とあるが『正法華』には「一曰常爲諸佛所見建護、二曰積功累  
德不以懈廢、三曰能分別化究暢衆要諸所聚處、四曰普護衆生發未發者」とあるが是れはつまり「一經の意同一なので『正法  
華』の譯が熟して居ないのであらう。但此の四法は、『正法華經』にありては特に女人の爲の說と云ふのは注目に値する。  
二十三、同品の六牙白象の有無である。普賢菩薩が法華行者を守護せんとを誓ふの文に「是人若行若立讀<sub>ニ</sub>誦此經、我爾  
時乘<sub>ニ</sub>六牙白象王、與<sub>ニ</sub>大菩薩衆<sub>ニ</sub>俱詣<sub>ニ</sub>其所<sub>ニ</sub>而自現<sub>レ</sub>身供養守護安<sub>ニ</sub>慰其心<sub>ト</sub>亦爲<sub>レ</sub>供<sub>ニ</sub>養法華經<sub>ニ</sub>故」と『妙法華』にある。  
『正法華』には「若有<sub>ニ</sub>比丘<sub>ニ</sub>學<sub>ニ</sub>此經典<sub>ニ</sub>坐起經行精進修業象馬車乘往到<sub>ニ</sub>其所<sub>ニ</sub>護<sub>ニ</sub>此經典<sub>ニ</sub>」とあつて、所謂六牙白象の相  
を説いてない。

二十四、同品の後五百歳と餘五十歳の相違である。後五百歳の後、法華行者の前に現はると云ふ普賢菩薩の誓の中に  
『妙法華』の文には、「世尊、若後世後五百歲濁惡世中、比丘比丘尼優婆塞優婆夷、求索者受持者讀誦者書寫者欲<sub>レ</sub>修<sub>ニ</sub>習<sub>ニ</sub>  
是

法華經」於三七日中、應一心精進、滿三七日已、我當乘六牙白象、與無量菩薩、而自圍繞、以一切衆生所喜見身、現其人前、而爲說「法示教利喜」とある。『正法華』の文は、「惟願世、尊若於最後餘殘未俗五濁之世、餘五十歲中、比丘比丘尼、清信士清信女受是經典已、宣示同學、持書慕求爲他人說、最後未俗餘五十歲、若能受是正法華經、心存解義、精進不廢、致二十一日諸行稍備、專修此法、已致諸行、二十一日勤心存於法、自現可敬魏々之德、乘六通、馳、與諸眷屬、大小相隨、往詣法師勸助法師」とある。後五百歲と最後末俗餘五十歳との差異を見るべきである。

上來學ぐる所の二十四項は「妙法華經」と「正法華經」とを對照して、重なる相違點を擧げたのであるが、なほ序分の列衆を始めとし、譯名或は數字、其の他微小の異點の如きは、一々之を數ふるに勝えず又必要も無いことであらう。唯「一言」に附記して置くべか」ことがある。「妙法華」の藥王菩薩本事品に於て、現一切色身三昧の名現はれ、より以下妙音品、普門品、皆現一切色身三昧の活現として解釋せらるゝのであるが、此の三昧は『正法華』の藥王品では普現三昧とし、妙吼菩薩品では現入衆像三昧として居るが、蓋し同一三昧の譯語の相違に過ぎない。殊に此の三昧の最後の活現として最も重要なべき普門品に、此の三昧の名のないのは『正法華』の缺點でなくてはならない。又『法華經』中に最尊の位置を占むべきプラブータラトナ(Prabhutaratna)を『妙法華』は多寶と譯し、『正法華』も妙吼品以前は多寶の譯名を用ひて居るが、妙吼品に來つて衆寶の譯名を探つて居る。此等は『正法華』の譯者が未だ譯名を統一修正するに及ばずして終つた事を示すもので、ガッドッダスvara(Gadgadasvara)の菩薩名の如きも、本文には妙音とし、品名にのみ妙吼としてあるが如き益々之を證明するもの、様である。